

自己株式等の資本取引に係る税制について

平成14年7月29日

改正 平成16年5月17日

改正 平成19年4月18日

最終改正 平成24年5月15日

日本公認会計士協会

目 次

1. はじめに	1
2. 資本取引の発生形態	1
3. 自己株式の取得と処分	1
4. 新株予約権の発行	9
(1) 新株予約権の性質	9
(2) 発行会社側の税務（会計処理との比較）	11
(3) 取得者の税務（会計処理との比較）	13
(4) 税制適格ストック・オプション	17
(5) 新株予約権付社債	19
5. 資本金・準備金の額の減少等	20
(1) 資本金の額の減少（いわゆる減資）の態様	20
(2) 準備金の額の減少と配当	22
6. 剰余金の配当等	23

本研究報告で使用する法律等の略号は次のとおりである。

会：会社法　金商法：金融商品取引法　法：法人税法　所：所得税法

施規：施行規則

計規：計算規則

措：租税特別措置法

令：当該税目に係る法律の施行令

基：当該税目に係る法律の基本通達

1：第1条　①：第1項　一：第1号

1. はじめに

証券市場の活性化や資金調達手段の改善等を目的に、原則として禁止されていた自己株式の取得を許容する改正商法が平成13年10月から施行され、また、新株予約権の発行を広く認める改正商法が平成14年4月から施行された。さらに、平成18年5月から施行された会社法では、自己株式の取得を剰余金の配当等として取り扱うこととされている。

会計面においても企業会計基準委員会が平成14年2月に企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（以下「基準1号」という。なお、平成17年12月の改正の際に、基準名が「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」と変更された。）を公表し、その後、平成18年8月に改正がなされている。また、平成17年12月には企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「基準8号」という。）も公表された。

このようないわゆる資本取引に関する税務処理については、取引の多様化に対応すべく平成18年5月以降に発行されるストック・オプションに関し、ストック・オプション費用の損金算入規定が定められた。また、平成22年度の税制改正では、現物分配の規定の整備が行われ、完全支配関係にある法人間での分配を適格現物分配として、組織再編成の一形態として位置付けることとされた。資本取引に対する税務上・会計上の処理は完全に整備されたとはいえず、また、種類株式の処理など今後の検討が必要な点もあり、更に充実した研究が求められるが、新たな基準等に適合させるため本研究報告を再び改正することとした。なお、以下では現行の税務上の処理を中心に説明し、必要に応じ会計処理との比較を行うこととする。

2. 資本取引の発生形態

法人税法では、資本等取引を「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡し」と定義している(法22⑤)。具体的に資本金等が増加する形態としては、新株の発行による増資が行われた場合、吸収合併を行った合併存続会社の場合、株式交換を行った完全親会社の場合又は吸収分割を行った分割承継会社の場合などがある。

減少する形態としては、いわゆる減資に伴い剰余金の配当が行われた場合、分割型分割が行われた分割会社の場合などがある。

資本等取引に該当する場合には、益金の額や損金の額が発生しないため、資本等取引か否かは重要な問題となる。本研究報告では、主として自己株式の取得や処分（売却や消却）が行われた場合などにどのような取扱いがなされるかを説明するに留めているが、最終的には、取引が税務上の資本等取引に該当するか否か、組織再編税制との関連はどうか、さらに、会計上の概念との差異についても深く研究したいと考えている。

3. 自己株式の取得と処分

(1) 自己株式の取得

① 自己株式の取得の形態

会社法における自己株式の取得の形態としては、「自己株式の取得と財源規制」(7頁図表参照)に掲げるものがある。旧商法では「買受け」という表現が用いられていた(旧商210)が、対価が現金でない場合も含まれるので、「取得」という表現に変更されている。

② 会社側の税務(会計処理との比較)

ア. 自己株式に関する税務上の取扱いの改正

平成18年度改正前の法人税法では、有価証券とは証券取引法第2条第1項(定義)に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいうものとされており、法人税法に自己株式を有価証券から除外する特段の規定がなかったため、自己株式は法人税法上の有価証券として取り扱われていたが、平成18年度改正において、有価証券から自己の株式又は出資を除くものと定義され(法2二十一)、自己株式の取得は資本金等の額及び利益積立金額を減算することとされた(法令8①十七、十八、9①十一、十二)。このため、有価証券の購入費用としてその取得価額に加えられ損金とならなかった購入手数料がその取得時に損金の額に算入されることとなった。これにより、取得に伴う付随費用を営業外費用として計上することになっている会計処理と税務の処理の統一が図られることとなった(基準1号第14項)。

なお、平成16年5月17日改正までの本研究報告では、時価以外の価額により自己株式の取得や売却が行われた場合の記述がなされていた。上述したように平成18年改正税法では、自己株式の取引を保有している場合を含め資本等取引に準じて一体化して取り扱うこととなったため、発行会社では時価以外の取引がなされても、実際の取引価額との差額を益金の額や損金の額に算入する必要がないとも考えられる。この点については明確な解釈が現在のところ確立されているとはいえないので、本研究報告では時価以外の取引がなされた場合の取扱いについては言及しないこととしている。

イ. 相対取引による自己株式取得の場合

平成18年度改正では、種類株式の取得に関する取扱いが新たに加えられ、1つの種類株式のみが発行されている場合と2以上の種類株式が発行されている場合とに分け、規定がなされている。

(ア) 1つの種類株式のみが発行されている場合

この場合には、取得資本金額(取得直前の資本金等の額に、取得株式数の発行済株式数に占める割合を乗じたもの)を資本金等の額から減算することとされている(法令8①十七イ)。

また、自己株式の取得に伴い交付した金銭その他の資産(以下「交付金銭等」という。)が取得資本金額を超える場合には、その超える部分の金額を利益積立金額から取り崩すことになっている(法令9①十二)。これらを仕訳で示せば次のようになる。

資本金等の額	×××	現金預金	×××
利益積立金額	×××		

なお、交付金銭等が取得資本金額を下回る場合には、資本金等の額を減算する額は交付金銭等の額を限度とする。

(イ) 2以上の種類株式が発行されている場合

この場合には、種類株式ごとに区分して処理がなされる。すなわち、各種類株式ごとに計算される取得資本金額（取得直前の当該種類資本金額に、取得当該種類株式数の発行済当該種類株式数に占める割合を乗じたもの）を資本金等の額から減算することとされている（法令8①十七ロ）。

また、交付金銭等がこの取得資本金額を超える場合には、その超える部分の金額を利益積立金額から取り崩すことになっている（法令9①十二）。ここで種類資本金額とは、種類株式の交付時に増加した資本金等の額をいう（法令8②）。

（注）平成18年3月31日に保有した2以上の種類株式の種類資本金額の算定方法として、次の3方法が定められている（法令附4④）。

ある種類の株式の種類資本金額は、次のいずれかの方法により算定された金額とする。

- ① 種類資本金額合計額 － ある種類株式以外の株式の発行価額の合計額
- ② 資本金等の額 × $\frac{\text{ある種類の株式の価額}}{\text{発行済株式の価額の合計額}}$
- ③ その他合理的な方法

会計上も、法人税法上の取扱いと同様に、自己株式の取得は資産取得取引ではなく資本取引とされ、交付金銭等の総額を純資産の部の株主資本から控除するものとされている（基準1号第7項）。また、取得原価で一括して株主資本全体の控除項目とする方法を採用した理由については、自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少するわけではなく、取得後の処分もあり得る点に着目し、自己株式の保有は処分又は消却までの暫定的な状態であると考えられたことによるとされている（基準1号第32項）。

以上のことから、相対取引による取得の場合、会計と税務処理の違いから申告調整を行うことが必要になる。

なお、平成22年度の税制改正により、完全支配関係法人間の株式の発行法人への売却及び取得予定取得自己株式の売却について、売却株主の法人税法上の取扱いが改正されたが、会社側（発行法人）の税務上の取扱いに変更はない。

ウ. 市場における自己株式取得の場合

会社が市場において自己株式を取得した場合の税務上の取扱いは、相対取引の場合と異なり、交付金銭等に剰余金の配当等からなるものはないものとされ、当該発行会社においては、利益積立金額の取崩しは行わず、対価の額（交付金銭等）

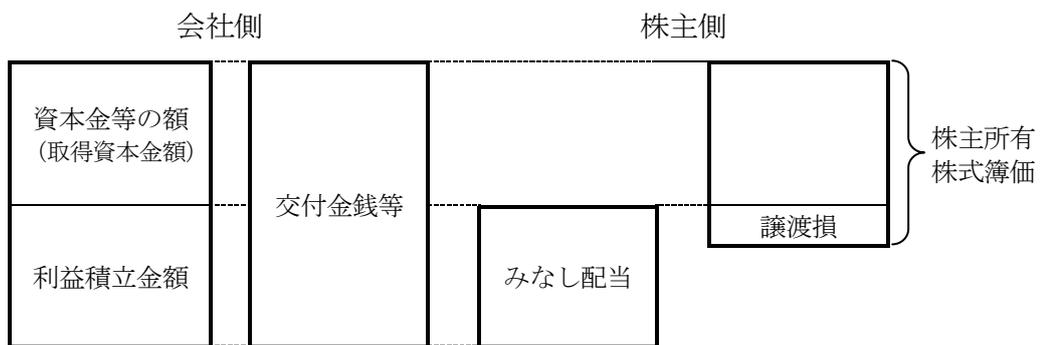
を資本金等の額から減算する（法令8①十八）。したがって、直接控除する点を除き、会計上の処理と一致する。

③ 売却株主の税務（会計処理との比較）

ア. 相対取引による売却の場合

相対取引により自己株式を発行会社が取得する場合には、税務上、発行会社は自己株式の取得に伴う交付金銭等を資本金等の払戻しの部分からなるものと、配当等の部分からなるものとに区分する。取引の相手方の株主側では、受領する交付金銭等のうち資本金等の払戻しの部分の金額を超える金額が「みなし配当」となる（法24①四、所25①四）。ただし、相続又は遺贈により財産を取得した個人で納付すべき相続税があるものが、相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、非上場株式を発行会社に譲渡した場合は、みなし配当課税は行わず譲渡課税となる（措9の7）。

相対取引による自己株式の取得に係る取得会社と株主の処理



会計上は、株式の発行法人にとって自己株式の取得に当たる取引に関し、相手方である売却株主の会計処理について特に定めを設けていない。実務上、当該株主は交付金銭等と当該株式の帳簿価額の差額を有価証券の譲渡損益として会計処理するものと思われる。

・完全支配関係法人間の株式の発行法人への売却の場合

平成22年度の税制改正により、内国法人が、所有株式を発行した他の内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係があるものから、みなし配当の額が生ずる基因となる事由（みなし配当事由）により金銭その他の資産の交付を受けた場合又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなった場合には、その株式の譲渡対価の額は譲渡原価の額に相当する金額とされ、当該事由により生ずる株式の譲渡損益が生じないこととされた（法61の2⑩）。

この場合の譲渡益相当額又は譲渡損相当額は、当該内国法人の資本金等の額に加算又は減算することとされ（法令8①十九）、当該他の内国法人が種類株式発行法人の場合には、資本金等の額に加算又は減算する金額は、発行済株式の時価総額に占める各種類株式の時価の割合により按分する（法令8⑥）。

・取得予定取得自己株式の売却の場合

平成22年度の税制改正により、発行法人により自己株式としての取得が行われることが予定されている株式を取得した場合において、その後、発行法人の自己株取得が行われた場合には、当該株式について生じる配当等の額（その予定されていた自己株式としての取得に基因するみなし配当の額に限る）については、受取配当の益金不算入制度は適用しないこととされた（法23③、法令20の2）。

イ. 市場における売却の場合

発行会社が市場において自己株式を取得した場合には、税務上は、相対取引の場合と異なり、交付金銭等に剰余金の配当等からなるものはないものとし、株主に「みなし配当」を課すことはない（法24①四、法令23③、所25①四、所令61①）。したがって、当該株主においては、交付金銭等と当該株式の帳簿価額の差額が有価証券の譲渡損益とされる。

会計上も同様の取扱いとなる。

売却株主の税務上の取扱い

	個人株主	法人株主
市場買付	● 譲渡課税 (所25①四括弧書、措37の10)	● 譲渡課税 (法24①四括弧書、法61の2①)
相対取引	● みなし配当部分は配当課税 (所25①四) (注) 相続人等による売却が譲渡所得になる場合あり (措9の7)。 ● みなし配当以外の部分は譲渡課税 (措37の10)	● みなし配当部分は配当課税 (法24①四) (注) 取得予定取得自己株式の場合は受取配当等の益金不算入の適用なし (法23③、法令20の2)。 ● みなし配当以外の部分は譲渡課税 (法61の2①) (注) 完全支配関係法人間の場合は譲渡損益の計上なし (法61の2⑥)。

(2) 自己株式の処分等

① 自己株式の処分等の形態

自己株式の処分等の形態としては、売却、消却、取得請求権（条項）付株式の取得対価、株式無償割当、新株予約権の行使及び株式交換・移転・合併時などの代用株式としての移転がある。

② 会社側の税務（会計処理との比較）

ア. 売却（新株発行に準じた処理）

税務上、株式の発行会社が取得した自己株式を売却（新株発行手続を準用した処理）をした場合、平成18年度税制改正前は発行会社における当該自己株式の譲

渡益又は譲渡損に相当する金額は、資本積立金の増加又は減少とするとされていた。同改正により、自己株式については取得時に資本金等の額を減算することとされたため、売却時には対価のすべてが資本金等の額の増加額となる（法令8①一）。

会計上、自己株式の新株発行手続を準用した処分について、次のように取り扱われるとされている。すなわち、自己株式の処分差益は、その他資本剰余金に計上し、自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、控除しきれない場合は、その他利益剰余金のうち繰越利益剰余金から減額する（基準1号第9項、第10項、第12項）。なお、自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合は、会社法では払込価額から自己株式の帳簿価額を控除したものが資本金等増加限度額とされており、会計処理上も同様に取り扱われる（企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「指針2号」という。）第11項、会計規14）。

以上のような取扱いがなされるため、取得時に対価の金額の全額が資本金等の額から減額され、処分時に、自己株式処分差益が生じる場合、及び自己株式処分差損が生じその全額がその他資本剰余金から控除される場合は、税務処理と会計処理は、結果的に一致することがある。しかし、前述のとおり相対取引による場合には、自己株式の取得価額は税務処理と会計処理とで異なることがあるので、自己株式処分差益についても差異が生じることになる。さらに、会計上自己株式処分差損が生じる場合で繰越利益剰余金から減額される場合は、税務処理では、通常、資本金等の額を減算するので、この点についても税務処理と会計処理とで差異が生じることになる。この場合には、会計上、繰越利益剰余金から減額された金額について、税務上は当該金額について利益積立金額を増額し、同時に資本金等の額を減算する申告調整を行うこととなる。

イ. 消却

株式の発行法人が取得した自己株式を消却した場合、税務上、自己株式は取得時に資本金等の額又は利益積立金額から減額されているので処理の必要がない。

会計上は、消却手続が完了したときに、消却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額することになっている（基準1号第11項）。

したがって、税務上、相対取引により取得し、利益積立金額が減額されているような場合には、会計上と結果が異なることになる。

自己株式の取得と財源規制

取得できる場合	根拠条文	分配可能額による制限
取得条項付株式（発行する全部の株式対象）	会107①三	制限（会170⑤）
取得条項付種類株式	会108①六	制限（会170⑤）
全部取得条項付種類株式	会108①七	制限（会461①四）
取得請求権付株式（発行する全部の株式対象）	会107①二	制限（会166①）
取得請求権付種類株式	会108①五	制限（会166①）
譲渡制限株式	会138一ハ、二ハ	制限（会461①一）
相続人等に対する売渡請求	会176①	制限（会461①五）
単元未満株式の買取請求	会192①	制限なし
所在不明株主の株式買取り	会197③	制限（法461①六）
端数株式	会234④	制限（法461①七）
事業全部の譲受	会155十、会施規27七	制限なし
合併	会155十一、会施規27六	制限なし
吸収分割	会155十二	制限なし
株主との合意による取得	会156①	制限（会461①二、三）
無償取得	会施規27一	制限なし
割当取得	会施規27二、三、四	制限なし
反対株主からの株式買取請求	会116、会施規27五	制限（会464①）（組織再編の場合を除く）
子会社からの株式取得	会163	制限（会461①二）

(3) 自己株式の取得と処分に係る仕訳例

参考として自己株式の取得と処分に係る仕訳例を示すが、当該仕訳例は、税務上のものである。

例1 相対取引による取得と処分

1. 前提

・発行会社の純資産の部の構成（1株当たり）	
資本金等の額	150
利益積立金額	40
計	<u>190</u>
・交付金銭等の金額	190
・各株主の株式の取得価額	200
・譲渡価額	300

2. 仕 訳

	発行会社	譲渡株主（法人）	譲渡株主（個人）
取得時	(借方) 資本金等の額 150 利益積立金額 40 (貸方) 現預金 190	(借方) 現預金 190 譲渡損 50 (貸方) 有価証券 200 みなし配当 40	(借方) 現預金 190 譲渡損 50 (貸方) 有価証券 200 みなし配当 40
消却時	仕訳なし	仕訳なし	仕訳なし
譲渡時	(借方) 現預金 300 (貸方) 資本金等の額 300	仕訳なし	仕訳なし

みなし配当の源泉については無視する。

例2 市場取引による取得と処分

1. 前 提

- ・発行会社の純資産の部の構成（1株当たり）

資本金等の額	150
利益積立金額	40
計	190
- ・交付金銭等の金額 190
- ・各株主の株式の取得価額 200
- ・譲渡価額 300

2. 仕 訳

	発行会社	譲渡株主（法人）	譲渡株主（個人）
取得時	(借方) 資本金等の額 190 (貸方) 現預金 190	(借方) 現預金 190 譲渡損 10 (貸方) 有価証券 200	(借方) 現預金 190 譲渡損 10 (貸方) 有価証券 200
消却時	仕訳なし	仕訳なし	仕訳なし
譲渡時	(借方) 現預金 300 (貸方) 資本金等の額 300	仕訳なし	仕訳なし

4. 新株予約権の発行

(1) 新株予約権の性質

新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（会2二十一）をいうが、その内容としてあらかじめ定められた価額（以下「行使価額」という。）で株式を取得できることが定められ、新株予約権を取得した者は行使時の時価と行使価額の差額について経済的利益を享受することができる。新株予約権は、取締役や従業員へのストック・オプションとして利用されるほか、役員退職金制度の代替手段としての株式報酬型ストック・オプション¹としての利用も見受けられる。このほか、資金調達や企業買収の局面、また、合併等の組織再編の対価としても用いられることがある。さらに、敵対的買収に対する防衛策としての発行や株主等に対する無償割当ても行われている。

また、この新株予約権を表章する新株予約権証券の発行が可能であり、金融商品取引法上、有価証券の一つとされている（金商法2①九）。

新株予約権の最も典型的な用途の一つはストック・オプションであり、その発行手続から見た形態は次の3通りのものが見受けられる。

ストック・オプションの発行形態

発行形態	払込み	報酬決議	発行決議
公正発行（職務執行の対価として発行）	報酬債権と相殺	報酬議案として決議（会361①、387）	公開会社の場合取締役会決議（会240）
公正発行（※）	無償	同上	同上
有利発行	無償	有利発行決議若しくは報酬決議	株主総会特別決議（会238、309②六）

※無償発行でありながら公正発行というのは一見わかりづらい面があるが、新株予約権の公正価値が、会社が提供を受けることを期待できる便益との見合いにおいて会社が本来負担すべき費用額を（付与対象者に「特に」有利といえるほどに大きく）超えるようなことはないとの前提に立つものである²。

株式会社は、自己の新株予約権を有償又は無償で取得することもできる。この取得については、財源規制は存在しない。なお、新株予約権はそれ自体財貨性を有し、株式会社が自己の新株予約権を取得した場合にも混同は生じないとされている。

新株予約権と社債を組み合わせる新株予約権付社債（会2二十二）として発行することもできるが、この場合、新株予約権又は社債だけの譲渡はできないとされている

1 スtock・オプションとは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利）のうち、特に企業がその従業員や取締役等に対し、それらの者から受けた労働や業務執行等のサービスの対価（報酬）として付与するものをいう。ストック・オプションには、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利の確定につき勤務条件や業績条件等の一定の条件が付されているものが多い。ただし、後述するような税務上の制約から取締役等に対して交付する場合、付与することに代えて、あえて払込みを行わせることも多い。

2 「新株予約権ハンドブック」（太田洋・山本憲光・豊田祐子編集代表、商事法務）312頁参照。

(会254②③)。また、新株予約権の行使に際しては、金銭の払込みを必要とするものと、金銭以外の財産の給付を必要とするものとは分類されるが、転換社債型の新株予約権付社債は、発行会社に対する金銭債権たる社債を出資の目的として給付するもので、かつ、新株予約権の行使により社債が消滅するものに当たることになる。

新株予約権は、権利行使により発行される株数の制限がなく（ただし、発行可能株式総数の範囲内）、また、取得者の範囲・行使期間の制限等がない。新株予約権の税務上の取扱いをまとめると以下のとおりとなる。

新株予約権の税務上の取扱い

				発行法人 (借方の処理)	被付与者	
					個人	法人
ストック・オプション等	1. スtock・オプション等役務の提供その他の行為に係る対価の全部又は一部として個人に対して発行又は割り当てられるもの	(1) 譲渡禁止等特約 ^{注2} が付されているもの	① 原則	法54① 法令111の2① 給与等課税事由 ^{注3} の生じた日に役務提供	所36②、所令84四 所令109①二 付与時課税なし 行使時課税あり	
			② 税制適格ストック・オプション	法54② 給与等課税事由 ^{注3} なく損金不算入	所令84四、措29の2 付与時課税なし 行使時課税なし	
	(2) 譲渡禁止等特約が付されていないもの	役員給与の損金不算入制度(法34)等の各制度の規定による	所36② 所令109①五、一 付与時課税あり 行使時課税なし			
	2. 役務の提供その他の行為に係る対価の全部又は一部として法人に対して発行又は割り当てられるもの			寄附金の損金不算入制度(法37)等の各制度の規定による		法22② 法令119①四 付与時課税あり 行使時課税なし
一般の新株予約権	3. 時価発行			払込価額に相当する資金の受入処理	所令109①一 付与時課税なし 行使時課税なし	法令119①二 付与時課税なし 行使時課税なし
	4. 有利発行	(1) 譲渡禁止等特約が付されているもの		役員給与の損金不算入制度(法34)等の各制度の規定による	所令84四 所令109①二 付与時課税なし 行使時課税あり	法22② 法令119①四 付与時課税あり 行使時課税なし
		(2) 譲渡禁止等特約が付されていないもの			所36② 所令109①五、一 付与時課税あり 行使時課税なし	
5. 株主無償割当				処理なし	所令109①三 付与時課税なし 行使時課税なし	法令119①三 付与時課税なし 行使時課税なし

(注) 1. 上記のいずれの場合にも株式の譲渡時に課税されるが、記載を省略している。

2. 譲渡禁止等特約とは、新株予約権の発行条件において、その譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものをいう(所令84)。

3. 給与等課税事由とは、その役務の提供につき所得税法等の規定により給与所得等として課税される収入金額を生ずべき事由をいい(法54①)、ここにいう給与所得等とは、給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得とされている(法令111の2①)。

(2) 発行会社側の税務（会計処理との比較）

① 役務提供その他の行為の対価として発行又は割当てを受ける新株予約権の場合

役務提供その他の行為の対価として発行又は割当てを受ける新株予約権のうち、最も典型的なものがストック・オプションである。ストック・オプションとは、自社株式オプションのうち、特に企業が、その従業員等に報酬として付与するものをいうとされる（基準8号第2項(2)）。会計上、ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービス相当額は、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する（基準8号第4項）³。具体的には、ストック・オプションの付与日における公正な評価額（払込金額がある場合はその差額）を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用計上する。

ストック・オプションが権利行使され、新株を発行する場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。なお、権利が行使され、自己株式を処分する場合には、新株予約権の帳簿価額と新株予約権の行使に伴う払込金額の合計額を自己株式の処分の対価として自己株式処分差額を計算し、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて原則としてその他資本剰余金の増減（残高が負の値となった場合には、その他利益剰余金から減額）とするとされている（基準8号第8項、基準1号第9項、第10項、第11項）。また、権利が行使されず、行使期間が満了し、当該新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として計上する（基準8号第9項）。

税務上、法人が個人から役務の提供を受ける対価として新株予約権（その役務の提供の対価として、その個人に生ずる債権をその新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限られる。）を発行した場合、当該個人において、その役務の提供につき所得税法等の規定により給与所得等として課税される収入金額を生ずべき事由（給与等課税事由）が生じた日において、その役務提供を受けたものとして法人税法の規定が適用されることとされている（法54①）。ここでは、役務提供費用の帰属事業年度に関する特例的取扱いのみが定められており、当該役務提供費用が損金算入されるかどうかについては、役員給与の損金不算入制度（法34）等の各制度の規定により判断されることになる。なお、ここにいう給与所得等とは、給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得とされている（法令111の2①）。ただし、法人が発行する新株予約権が所得税法施行令第84条に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当しない場合には、その新株予約権については、上記の役務提供費用の帰属事業年度に関する特例的取扱いの適用が

3 会社計算規則においても、「株式会社が新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権と引換えにされた金銭の払込みの金額、金銭以外の財産の給付の額又は当該株式会社に対する債権をもってされた相殺の額その他適切な価格を、増加すべき新株予約権の額とする。」（同55条第1項）とされており、役務提供その他の対価として発行する場合及びその他の場合のいずれの場合にも上記の会計基準等による処理と整合的に定められている。

ないとされている（法令111の2②）。このような、帰属事業年度に関する特例的取扱いがない場合（所得税法上付与時課税の場合）には、付与した法人においては原則どおり債務確定時の提供費用となり、そのときに損金性が判断される。

帰属事業年度に関する特例的取扱いを受ける場合には、権利行使時に給与等課税事由が生じ、そのときに役務提供を受けたものとみなされる。したがって、会計上、付与日における公正な評価額（払込金額がある場合にはその差額）を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用計上するところ、その費用について、税務上は、権利行使時までは損金算入が認められない。なお、当該費用については、税務上、権利行使時において役務提供費用の内容に応じて、例えば給与・賞与等として取り扱われることになる。

また、発行又は割当てを行ったストック・オプションが租税特別措置法第29条の2に規定する税制適格ストック・オプションに該当する場合には、被付与者において給与所得等として課税されないので、この特例的取扱いは適用されず、損金不算入となる。これらの役務の提供に係る費用の額は、新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合に限り、その新株予約権の発行のときの価額に相当する金額とされている（法令111の2③）。

なお、ストック・オプションの権利が行使されず、行使期間が満了し、当該新株予約権が失効したときは、会計上、その会計期間の利益として計上されるが、税務上は益金不算入とされている（法54③）ので、申告書上減算処理（別表5「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」上では、上述の役務提供費用の帰属事業年度に関する特例的取扱いに係る税務上の損金不算入額についての減少）を行う。

② その他の場合

会計上、会社法に基づき現金を対価として発行された新株予約権は、その発行に伴う払込金額（会238①三）を純資産の部に「新株予約権」として計上する（企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「指針17号」という。）第4項）。買収防衛策としての新株予約権については、適用される会計基準がない（基準8号第27項）ものの、通常、対価関係にある給付の受入を伴わず、また、払込金額もないことから交付された新株予約権はゼロ評価され、会計処理は行われぬ。なお、新株予約権の無償割当の場合も同様に会計処理は行わぬものと思われる。

権利が行使され、新株を発行する場合には、当該新株予約権の発行に伴う払込金額（会238①三）と新株予約権の行使に伴う払込金額（会236①二）の合計額を資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える（指針17号第5項(1)）。その合計額が発行する株式の公正価値を下回る場合にも差額の認識をしない。

権利が行使され、自己株式を処分する場合には、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額の合計額を自己株式の処分の対価として自己株式処分差額を計算し、自己株式を募集株式の発行等の手続により処分する場合に準じて、原則として、その他資本剰余金の増減（残高が負の値となった場合に

は、その他利益剰余金から減額) とするとされている (指針17号第5項(2)、基準1号第9項、第10項、第12項)。また、権利が行使されず、行使期間が満了し、当該新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として計上する (指針17号第6項)。

発行会社側の新株予約権の会計処理

新株予約権発行時	新株予約権行使時	失効時
新株予約権の発行に伴う払込金額を純資産の部に計上。	左の金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を資本金 (又は資本金及び資本準備金) に振替。	新株予約権の発行に伴う払込金額を利益に計上。

税務上は、新株予約権を利用した取引は従前より資本等取引に類似した取引と考えられていたことから (財団法人大蔵財務協会「平成18年度版改正税法のすべて」)、その発行時において、新株予約権に伴う払込金額とそのときにおける時価との差額については、益金の額にも損金の額にも算入しないこととする規定が設けられている (法54⑤)。また、新株予約権の行使時において、新株予約権の帳簿価額を資本金等の額に振り替えるとする規定が設けられている (法2十六、法令8①二)。税務上、会社法に基づき発行された新株予約権については、これらの規定を除き特別の規定は設けられていないが、基本的には会計と同様の処理となる。

(3) 取得者の税務 (会計処理との比較)

有価証券である新株予約権を取得した場合の税務上の取扱いについては、特に有利な発行価額で取得した場合において、課税対象となる時期や取得者の属性により処理 (所得区分) が異なる場合があるかなどが問題となる。

課税対象となる時期については、権利付与時、権利行使時、株式売却時などが想定される。

新株予約権の課税に関しては、法人税法の益金について定める同法第22条や所得税法の収入金額について定める同法第36条が根拠法となる。政令や基本通達にも次のような規定がある。

新株予約権の課税に関する規定例

形態	取扱い	法令等
新株予約権の有利発行又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるもの	新株予約権で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合、権利行使日において、行使時の時価から当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額が収入金額となる。	所令84四
新株予約権の行使により取得した株式の取得価額	<p>新株予約権の行使により取得した株式(所令84三又は四の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額による。</p> <p>(算式)</p> $\text{株式1株当たりの払込金額} + \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$	所基48-6の2
新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額	<p>株式の払込金額に、新株予約権付社債の取得価額から社債の額面金額を控除した金額を加えた金額。</p> <p>(注1) 新株の発行価額が合理的に算出されている場合に限る。</p> <p>(注2) 他の合理的に算出されたものも認められる。</p>	所基48-6の3

会計上の処理としては、新株予約権の取得者は、有価証券の取得として時価により資産計上を行う。時価の算定はデリバティブ取引の評価方法に準ずる(指針17号第7項、第37項)。したがって、発行者側の純資産に計上される金額と必ずしも一致しない。新株予約権は、保有目的により売買目的有価証券又はその他有価証券として計上され、権利行使時には、前者の場合は行使時の新株予約権の時価により、後者の場合は帳簿価額により株式に振り替えられる(指針17号第8項)。

権利行使されずに行使期限が到来したときは、帳簿価額を損失として処理する(指針17号第10項)。

① 時価発行の場合

ア. 新株予約権を付与された時点

新株予約権証券は、金融商品取引法第2条第1項第9号において有価証券とされており、新株予約権の取得は税務上も有価証券の取得に該当する(法2二十一)。したがって、取得のために払い込んだ金額(取得のために要した費用がある場合にはその費用の額を加算した金額)が、新株予約権の取得価額となる(所令109①、法61の2②③、法令119①一)。

イ. 新株予約権を行使した時点

新株予約権の行使により株式を取得した場合、その株式を取得するために払い込んだ金額(取得のために要した他の費用がある場合にはその費用の額を加算した金額)及び新株予約権の取得価額の合計額がその株式全体の取得価額となる(所基48-6の2、法61の2②③、法令119①二)。

ウ. 新株予約権の行使により取得した株式を譲渡した場合

一般の株式の譲渡と異なることなく、株式の譲渡損益として取り扱われる(措37の10①、法61の2①)。

② 有利発行等の場合

有利発行等の場合には、新株予約権のうちそれを引き受ける者に特に有利な条件又は金額であることとされるもの及びストック・オプションに代表される役務の提供その他の行為に係る対価の全部又は一部として発行又は割り当てられるものがある。最も典型的なケースとして新株予約権の被付与者が個人である場合を想定して記述する。なお、以下において「譲渡禁止等特約が付されているもの」とは、発行条件において、その譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものをいう(所令84①)。また、新株予約権の被付与者が法人である場合には、内容としては下記のイと同様となる(法22②、法令119①四)。

ア. 譲渡禁止等特約が付されているもの

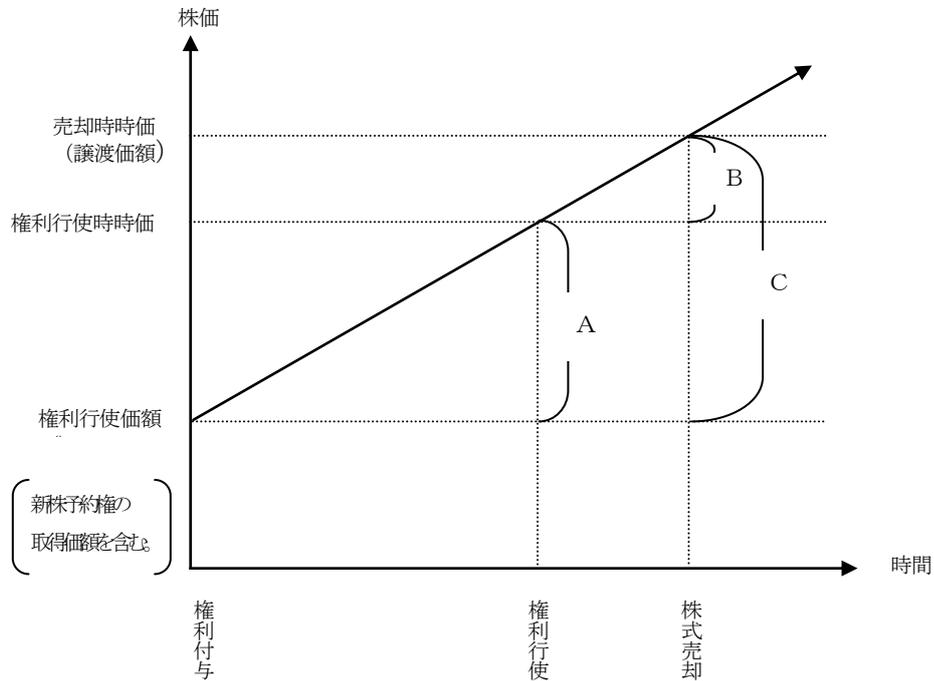
(ア) 新株予約権を付与された時点

一般に発行されている新株予約権には、その譲渡が禁止されているものや権利行使期間まで期間がおかれているものが多い。このような条件の下に発行された新株予約権の場合、その被付与者としては権利行使後でなければ新株予約権による利益を享受できない。したがって、譲渡禁止等特約が付されている新株予約権の場合には、その付与時において課税関係は生じないものと考えられる。所得税法施行令第84条においても、付与時課税がないことを前提に規定されている(次頁の図を参照。)

(イ) 新株予約権を行使した時点(税制適格ストック・オプションの場合については後述する。)

新株予約権で譲渡禁止特約が付されたものを与えられた場合、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日における価額から当該新株予約権の行使に係る新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額を控除した金額(次頁の図におけるAの部分)が収入金額となる(所令84①)。

経済的利益に対する課税



この場合に、一定の新株予約権を金銭の払込みを要しないこととするもの等それを引き受ける者に有利な条件で発行・割当てをした株式会社は、新株予約権の行使をした者の各人別に、権利行使の者の氏名又は名称、住所等、行使年月日、新株予約権の発行・割当てに係る払い込まれるべき額及びその行使に際して払い込まれる額等を記載した調書を当該行使をした日の属する年の翌年1月31日までにその株式会社の本店所在地の所轄税務署へ提出することが義務付けられている（所228の2、所令354①、所施規97の2）。この一定の新株予約権とは、それを引き受ける者に特に有利な条件・金額である新株予約権又は役務の提供その他の行為に係る対価の全部若しくは一部として発行・割当てをする新株予約権等をいう。また、この金銭の払込みを要しないこととするもの等の有利な条件とは、新株予約権の発行・割当てに係る金銭により払い込まれるべき額と新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額との合計額を当該新株予約権の行使によって交付することとなる株式の数で除して計算した金額が当該新株予約権の発行・割当ての決議（会238②等）時のその株式会社の株式1株当たりの価額に相当する金額に満たない場合における当該新株予約権の発行・割当てとされている（所令354②）。

新株予約権の価値は、一般に、現時点で権利を行使した場合の価値である「本源的価値」と将来への期待度に対する価値である「時間的価値」から形成されると説明されるが、上記のとおり所得税においては、新株予約権の時価を本源的価値に基づいて評価していると考えられる。この場合の新株予約権の本源的価値とは、その発行時点での株価と権利行使価額との差額であり、例えば、発行時点の株価と同額で将来の一定の期間に株式を取得する権利であればその価

額はゼロとなる。同様の考え方は、財産評価基本通達193-2にもみられる。

なお、被付与者における所得税法上の所得区分については、発行法人と権利を与えられた者との関係に応じて、雇用契約等の場合は給与所得、業務等に関連する場合は事業所得又は雑所得に当たるとされている（所基23～35共6）。

(ウ) 新株予約権の行使により取得した株式を譲渡した場合（税制適格ストック・オプションの場合については後述する。）

一般の株式の譲渡と異なることなく、株式の譲渡損益として取り扱われる（措37の10①、法61の2①）。

イ. 譲渡禁止等特約が付されていないもの

(ア) 新株予約権を付与された時点

譲渡禁止等特約が付されていない新株予約権においては、市場若しくは相対により発行の時点において他者へ譲渡することが予定されていることもあるが、そのようなものである場合には、株主割当てによるものを除き、その被付与者において付与時に取得した有価証券として受けた経済的利益について課税を受けると考えられる（所36②）。この場合の経済的利益の額（使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券について所基36-36を参照）は、付与時における新株予約権の時価となる。

(イ) 新株予約権を行使した時点

譲渡禁止等特約が付されていない新株予約権を与えられた場合で、付与時に課税されているときは権利行使時においては課税されないと考えられる。当該権利の行使により取得した株式の取得価額は、その行使価額に新株予約権の取得価額及び取得のために要した他の費用を加算した金額となる（所令109①一）。

なお、新株予約権の発行会社に支払調書の提出義務があることについては、上記②のア(イ)と同様である（所228の2）。

(ウ) 新株予約権の行使により取得した株式を譲渡した場合

一般の株式の譲渡と異なることなく、株式の譲渡損益として取り扱われる（措37の10①）。

(4) 税制適格ストック・オプション

税務上、次のような一定の要件に該当するストック・オプションについては、行使時における被付与者の経済的利益の非課税制度の特例が設けられている（措29の2、措令19の3）。なお、この要件に該当するストック・オプションを付与する株式会社は、「特定新株予約権等の付与に関する調書」をその付与をした日の属する年の翌年1月31日までに本店所在地の所轄税務署に提出しなければならない（措29の2⑤）。

また、この特例に該当する場合には、被付与者において給与所得等として課税されないので、発行会社において役務提供費用の帰属事業年度に関する特例的取扱いは適用されず、損金不算入になる（法54②）。

税制適格ストック・オプション

項目	内容
対象者	自社の取締役又は従業員 子会社（所有割合50%超）の取締役又は従業員（措29の2①、 措令19の3②）
年間権利行使価額	1,200万円以下（措29の2①二）
行使期間	付与決議後2年後から付与決議後10年内（措29の2①一）
行使価額	付与時の時価以上（措29の2①三）
オプションの譲渡	譲渡不可（措29の2①四）
その他	大口株主（上場会社は10分の1超、非上場会社は3分の1超） 及びその特別利害関係者を除く（措令19の3③④）

【参考】普通株式（新株予約権）と種類株式の評価について

平成13年11月の商法改正と平成18年5月に施行された会社法により、株式の権利内容については無議決権株以外の権利内容が定められる種類株式が認められるようになった。

税務上の種類株式の評価が必ずしも明確ではなかったことから、平成15年3月13日に「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（企業会計基準委員会 実務対応報告第10号）」と「種類株式の時価評価に関する検討（日本公認会計士協会 租税調査会研究資料第1号）」が公表されていた。

税務上の種類株式の評価については、平成19年2月26日付課審6-1ほか2課共同「相続等により取得した種類株式の評価について（平成19年2月19日付平成19・02・07中庁第1号に対する回答）」により、三類型の種類の種類株式について、その評価方法が示されていた。事業承継目的での活用が期待される種類株式として、その具体的な評価方法等について、配当優先の無議決権株式の評価、社債類似株式の評価、拒否権付株式の評価の三区分に限定して記載されていた。これらの事業承継目的に関する種類株式に関する照会文書において、「今後、取引相場のない株式に係る原則的評価方式や下記の評価方法の単純な組合せによっては適正な時価が得られないと考えられる種類株式の活用が期待されることとなった場合には、その評価方法についても明確にすべくご検討いただけるものと理解している」との記載があった。

平成22年12月に経済産業省から、未上場企業が発行する種類株式に関する研究会の報告書が公表された。この報告書中、種類株式の評価について、米国では種類株式と普通株式の株価には価格差があるのが一般的であり、ベンチャーファイナンスについては比較的株価が高くなる種類株式を用い、ストック・オプションについては比較的株価が低くなる普通株式を用いることが多いとの記載がある。

日本では、種類株式と普通株式に価格差があることが税務上、必ずしも明確ではなかったため、ベンチャーファイナンス及びストック・オプション共に普通株式を用いることが多い。ストック・オプションの権利行使価額については、直近のベンチャーファイナンスの株価により決定されることが多いとの記載もされている。

しかし、経済産業省では、「未上場企業が発行する種類株式に関する研究会報告書」⁴を公表し、その中で普通株式と種類株式とは異なる株式であり、評価についても別々に決定されるとしている。

一株当たりの価額に関して、未公開会社の株式については、「売買事例」のあるものは最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額とすることとされています（所得税基本通達23～25共-9（4）イ）、普通株式のほかに種類株式を発行している未公開会社が新たに普通株式を対象とするストックオプションを付与する場合、種類株式の発行は、この「売買事例」には該当しません。（国税庁確認済）

(5) 新株予約権付社債

会計処理上、新株予約権付社債は、(i) 募集事項において社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会236①二、三）をあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下「転換社債型」という。）と(ii) その他のものに区分され、以下のように会計処理される（指針17号）。

税務上は、新株予約権と社債等の処理に準じた取扱いとなろう。なお、新株予約権付社債について、社債の額が払込みに充当される場合、社債の譲渡となり、取得する株式の時価との差額が譲渡損益となるところ、当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、その取得の対価として当該取得をする法人の株式が交付される場合の新株予約権の行使については、当該交付を受けた株式の価額が当該譲渡をした新株予約権付社債の価額とおおむね同額となっていないと認められる場合を除き、当該新株予約権付社債に係る譲渡損益を繰り延べる規定が設けられている（法61の2⑬四、所57の4③四）。

新株予約権付社債の会計処理

	発行者	取得者
転換社債型新株予約権付社債	<p>① 発行時の会計処理</p> <p>転換社債型新株予約権付社債の払込金額は以下のいずれかの方法により会計処理する（指針17号第18項）。</p> <p>ア. 社債と新株予約権のそれぞれの払込金額を合算し、普通社債に準じて処理する（一括法）。</p> <p>イ. 払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する（区分法）。</p>	<p>取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える（指針17号第20項）。</p>

⁴ 当該報告書は、平成23年11月に未上場企業が発行する種類株式研究会から公表されたものであり、経済産業省Webサイト(<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g111202a01j.pdf>)にて閲覧できる。

	<p>② 行使時の会計処理（権利行使により新株を発行する場合）（指針17号第19項）</p> <p>発行時に一括法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。</p> <p>また、発行時に区分法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債における社債の対価部分と新株予約権の対価部分の合計額を資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。</p>	
その他の新株予約権付社債	<p>① 発行時の会計処理</p> <p>払込金額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する。社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約権の対価部分は新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する（指針17号第21項）。</p> <p>② 行使時の会計処理</p> <p>転換社債型新株予約権付社債の発行時に区分法を採用している場合に準じて処理する（指針17号第21項）。</p>	<p>取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、それぞれ普通社債及び新株予約権の会計処理に準じて処理する（指針17号第22項）。</p>

5. 資本金・準備金の額の減少等

(1) 資本金の額の減少（いわゆる減資）の態様

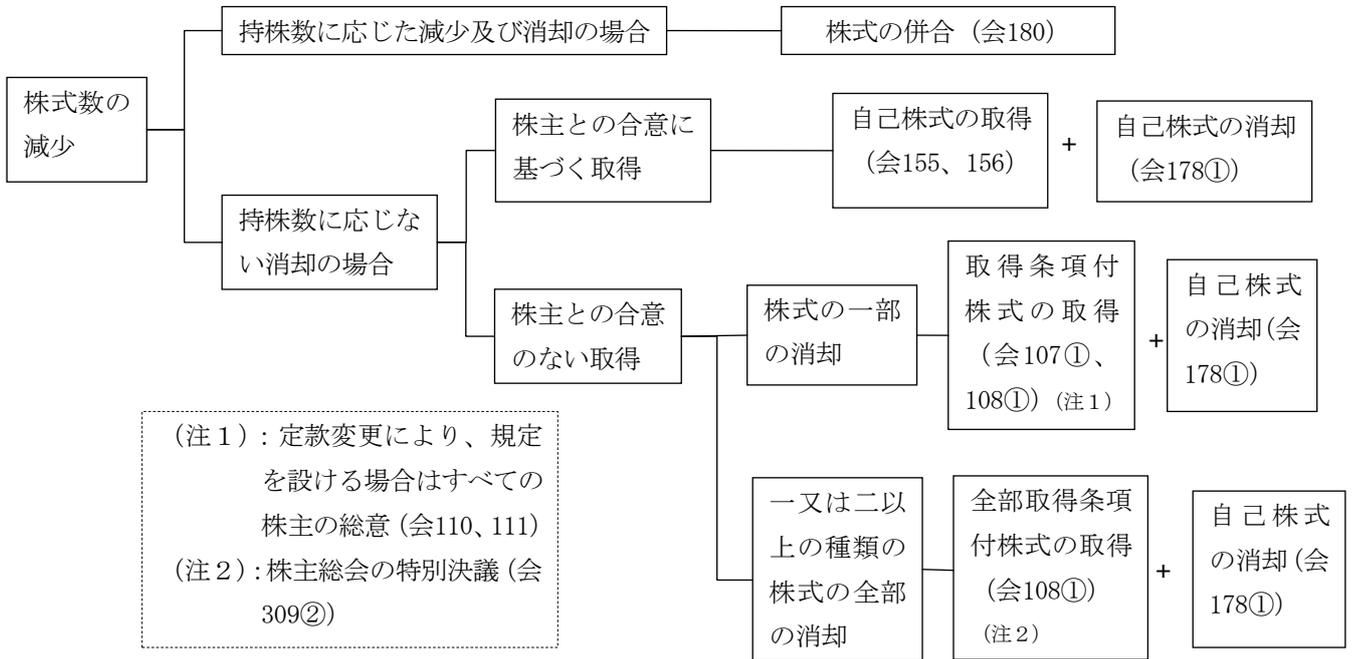
① 資本金の額の減少（いわゆる減資）の意義

会社法において、資本金の額の減少（いわゆる減資）は、単なる資本金の計数を減少させることであって、会社財産の払戻し、株式の消却を必ずしも伴うものではないと整理されている（会447）。

旧商法では、株主に払い戻す金額、株式の消却額及び欠損てん補の額の合計額は、減少すべき資本の金額を超えてはならないとされ（旧商375①）、減資において会社財産の払戻し、株式の消却を伴うことも想定されていた。一方、時価で行う自己株式の取得（旧商210①）と任意消却（旧商212）は、減資とは異なる取扱いとしていた。

会社法においては、株主に対する会社財産の払戻しは「剰余金の配当等（会453、454）」とされ、発行済株式数の減少は株主の持株数に応じて減少及び消却する場合は「株式の併合（会180）」となり、株主の持株数に応じない消却の場合は「自己株式の取得（会155、156）と消却（会178）」として資本金の額の減少とは別個に取り扱われている。

会社法における発行済株式数を減少させる手続



旧商法の減資のタイプと会社法での手続対応

旧商法		会社法での手続
株式消却なし	無償減資	資本金の額の減少
	有償減資	資本金の額の減少+剰余金の配当等
株式消却あり	無償減資	資本金の額の減少+全部取得条項付株式の取得+自己株式の消却
	有償減資	資本金の額の減少+自己株式の取得+自己株式の消却

② 資本金の額の減少の手続

会社法においては、資本金の計数を減少させ、減少する資本金の額を資本準備金、その他資本剰余金への振替額と減資の効力の発生日の決定を要する(会447)。

原則：株主総会の特別決議(会309②九)

例外：・欠損てん補+剰余金が生じない→定時株主総会の普通決議

・株式発行と同時に資本金の額が資本金減少前の金額を下回らない→取締役会決議(会447③)

③ 会社側の税務

ア. 資本金の額の減少の会計処理

資本金の額の減少によって生じる剰余金は、減少の法的手続が完了したときに、資本準備金、その他資本剰余金に計上する（基準1号第19項、第20項、会計規48～52）。

イ. 資本金の額の減少の税務処理

平成18年度税制改正において、資本金等の額は法人が株主等から出資を受けた金額と利益積立金額は法人の所得の金額で留保している金額と明確にされている（法2一六、一八、法令8、9）。資本金の額の減少は、税務上資本金等の額の中で、資本金の減少と改正前の資本積立金の増加という処理になる。

資本金の額の減少（会447）の場合

発行法人	法人株主	個人株主
資本金の額の減少と従前の資本積立金の増加 (法令8①十三)	仕訳なし	仕訳なし

④ 株主の税務

ア. 資本金の額の減少の会計処理

処理はない。

イ. 資本金の額の減少の税務処理

処理はない。

(2) 準備金の額の減少と配当

① 準備金の額の減少の意義

会社法においては、準備金の額の減少は、単なる計数の変動として整理されている（会448）。

旧商法における準備金の減少に伴う払戻しは、会社法では計数の変動としての準備金の額の減少と剰余金の配当とを並行して行うこととなる。

② 会社側の税務（会計処理との比較）

ア. 準備金の取崩し

資本準備金を取り崩した場合には、欠損てん補を除き、会計上はその他資本剰余金として処理する（基準1号第20項）。税務上も資本金等の金額内の区分が変わるだけで実質的な影響はない。

利益準備金を取り崩した場合には、欠損てん補を除き、会計上はその他利益剰余金を増額する（基準1号第21項）。税務上は利益積立金額の区分が変わるだけで実質的な影響はない。

イ. 準備金取崩額による配当

利益準備金取崩額を財源とする配当がなされた場合には、会計上はその他利益

剰余金から、税務上は利益積立金額からの配当としてそれぞれ取り扱われるため、両者の基本的な処理に差異はない。

資本準備金取崩額(その他資本剰余金)を財源とする配当がなされた場合には、会計上はその他資本剰余金からの減額、税務上は交付金銭等の金額を払戻等対応資本金等額とみなし配当の額に按分し、前者を資本金等の額から、後者を利益積立金額から減算する(法令8①十八、9①八)。したがって、会計処理とは不一致が生じる。

③ 株主の税務(会計処理との比較)

ア. 準備金の取崩し

準備金の取崩しがなされても株主は会計処理・税務処理の必要はない。

イ. 準備金取崩額による配当

資本準備金取崩額(その他資本剰余金)を財源とする配当がなされた場合には、税務上はみなし配当が発生し(法24①三)、会計上は、当該有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として、その金額は当該有価証券の帳簿価額から減額されるため(企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」(以下「指針3号」という。)第3項)、税務処理と会計処理が異なることになる。

したがって、会計上、有価証券の帳簿価額の減額処理がなされている資本準備金取崩額(その他資本剰余金)を財源とする配当受領額について、税務上、みなし配当相当額を受取配当金として認識する申告調整が必要になる。

なお、会計上、当該有価証券が売買目的有価証券である場合には、当該配当受領額を受取配当金として計上するが(指針3号第4項)、税務上は、資本金等の額から減算する額は有価証券の帳簿価額を減算する。

6. 剰余金の配当等

(1) 会社法における剰余金の配当

会社法においては、利益の配当に限らず、自己株式の取得に伴う株主への分配や分割型分割による分割法人が株主に資産等を交付する行為も剰余金の配当等となる。

そして、この剰余金の配当等は、株主総会等の決議で、分配可能額があればいつでも何回でも行うことができる(会453、454、446、461)。

(2) 会計処理

① 会社側

剰余金の配当により減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金については会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととなる。また、後述する株主側の会計処理が、その財源により異なることから、会社は配当の原資を速やかに公表することが望ましいとされている(指針3号第16項なお書き)。

② 株主側

その他利益剰余金の処分による配当は、受取配当金を計上する（会計制度委員会報告第14号「金融商品に関する実務指針」第94項）。

その他資本剰余金の処分による配当は、原則として、払込資本の払戻しであることから、元本の払戻しとして、有価証券の帳簿価額から控除することとなる（指針3号第3項）。ただし、例外として、以下の事由の場合には、受取配当金として計上することとなる。

（例外事由）（指針3号第4項、第5項、第6項）

- ・ 売買目的有価証券の配当
- ・ 有価証券を時価まで減損処理した期における配当
- ・ 企業再編前の留保利益を原資とするものと認められる配当
- ・ 優先株式（償還が約定されているもの）に係る配当
- ・ 原資の不明な場合

③ 現物配当

配当の効力発生日における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する（指針2号第10項）。

なお、減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととなる。

ただし、以下の場合などは配当財産の適正な帳簿価額で減額する。

- ア. 分割型分割
- イ. 企業集団内の企業へ配当する場合

(3) 配当関係の税務処理

① 受取配当金

ア. 法人税

法人株主が金銭により配当を受け取った場合には、受取配当等の益金不算入の対象となる（法23）。

資本剰余金の減少に伴う分配は、分割型分配を除き、みなし配当として処理される（法23、24）。

イ. 所得税

個人株主が金銭により配当を受け取った場合には、配当所得となる（所24）。

法人税同様、資本剰余金の減少に伴う分配は、分割型分配を除き、みなし配当として処理される（所24、25）。

② みなし配当

法人の株主が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が対応する資本金

等の額を超えるときは、当該超える部分の金額は剰余金の配当とみなす（法24、所25）。

（みなし配当の事由）

- ・ 合併（適格合併を除く。）
- ・ 分割型分割（適格分割型分割を除く。）
- ・ 資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、分割型分割によるもの以外のものをいう。）又は解散による残余財産の分配
- ・ 自己の株式又は出資の取得
- ・ 出資の消却、出資の払戻し等
- ・ 組織変更

※法人税

自己株式として取得されることを予定して取得した株式は、自己株式取得時のみなし配当についての益金不算入制度が不適用となり、益金算入となる（法23③）。

③ 現物配当

ア. 定義

現物配当については、法人税法上、現物分配とし、次のような定義を定めている。

現物分配とは、法人がその株主等に対して、次の事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう（法二十二の六）

（現物分配の事由）

- ・ 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配
- ・ みなし配当（法24①三～六）

また、適格現物分配を組織再編成の一形態として位置づけ、次のように定義している。

適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう（法二十二の十五）。

イ. 現物分配（除く適格現物分配）の課税上の取扱い

（ア）現物分配法人

利益又は剰余金の分配は、資本等取引として課税の対象外とされている（法22⑤）が、現物配当の場合は、法人の資産の譲渡という面と株主に対する資産の流出という面の2つの面がある。

つまり、法人の資産の譲渡という面においては、法人が剰余金の配当又は利益の配当として金銭以外の資産を移転した場合、無償による資産の譲渡に該当し、原則としてその資産の譲渡益又は譲渡損の額は益金の額又は損金の額に算入されることとなる（法22②、③）。また、株主に対する資産の流出という面

については株主に対して資産が流出したことによる損失について資本等取引として課税の対象外とされる。

なお、この場合、財産額に見合った源泉所得税の徴収義務が生じることとなる（所181①）。

(イ) 株主における税務上の取扱い

株主においては、配当の対価が現物（資産の時価による配当）となるだけであり、金銭による配当の場合と取扱いは同様の課税関係となる。

ウ. 適格現物分配の課税上の取扱い

(ア) 現物分配法人

内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、その被現物分配法人に移転をした資産のその適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算し（法62の5③）、結果として課税所得は生じないこととなる。

(イ) 株主（被現物分配法人）における取扱い

法人株主においては、適格現物分配により移転を受けた資産の取得価額は、現物分配法人における適格現物分配の直前の帳簿価額に相当する金額とされた（法令123の6①）。なお、適格現物分配により移転を受けた資産が自己の株式である場合には、その現物分配法人における適格現物分配の直前の帳簿価額に相当する金額が被現物分配法人の資本金等の額の減少額となる（法2十六、法令8①十八）。

なお、所得税法上、適格現物分配は組織再編成の一形態と位置付けられていることから、配当等から除かれており、配当等に係る源泉徴収は不要とされている（所24①）。

適格現物分配は、帳簿価額での資産移転となることから、適格組織再編に係る繰越欠損金の利用制限、特定資産譲渡等損失の損金算入の制限の規定の適用を受けることとなる（法57④、法62の7）。

以 上